

高速道路株式会社の定める算定方法一覧表

首都高速道路株式会社

収益・費用の項目	算定方法	算定方法を定める理由
7 法人税等	税引前当期純利益比（双方の事業で税引前当期純損失が生じている場合には、営業収益の比）	高速道路事業及びその他の事業の双方に税引前当期純利益が生じなかった場合に「法人税等」が賦課される際は、事業規模を適切に表す指標により配賦することが適当と考えられることから、「営業収益の比」を設定することとした。
8 法人税等調整額	税引前当期純利益比（双方の事業で税引前当期純損失が生じている場合には、営業収益の比） ただし、繰延税金資産又は繰延税金負債を取り崩す場合は過年度配賦累積額比	高速道路事業及びその他の事業の双方に税引前当期純利益が生じなかった場合に「法人税等調整額」が賦課される際は、事業規模を適切に表す指標により配賦することが適当と考えられることから、「営業収益の比」を設定することとした。 ただし、繰延税金資産及び繰延税金負債について計上時と取崩時の配賦割合の相違による配賦額の事業間の偏りを防ぐため、取崩しにより生じる法人税等調整額については、「過年度配賦累積額比」を設定することとした。